

2007年7月4日

大阪府選挙管理委員会

委員長 松室 猛 殿

NPO大阪精神医療人権センター

代表 里見 和夫

〒530-0047

大阪市北区西天満5丁目9番5号

谷山ビル9階

TEL(06)6313-0056

FAX(06)6313-0058

要 請 書

私達は、精神医療オンブズマンとして病院を訪問するなど、大阪府下の精神科病院に入院している精神障害者の人権を擁護するための諸活動を継続してきました。

以上の立場から私達は、来たる7月29日に投票日を迎える今回の参議院議員選挙について、入院中の精神障害者の選挙権を実質的に保障するため、次のとおり要請致します。

1. 不在者投票指定病院における入院患者の自由な意志による投票の保障について

ご承知のとおり、精神科病院等に入院中の患者に投票の機会を保障するために指定病院における不在者投票の制度（公職選挙法第49条）が設けられており、大阪府下の精神科病院でも、多くの病院が指定病院になっていると聞いています。

ところが、これまでに、この指定病院における不在者投票の際、手数料がとられていたり、代理投票の要件がないのに病院職員が代筆したり、病院管理者らによる誘導や強制が行われていた場合があったとの情報が当セン

ターに寄せられています。これらの行為は、患者の選挙権を侵害するものであり、到底許されません。

つきましては、府下精神科病院に対し、憲法に保障された基本的人権の一つである選挙権が侵害されてはならないこと、投票場所の設定、立会人の位置等に充分配慮すべきことをあらためて指導されるよう要請致します。

2. 不在者投票指定病院でない病院に入院中の患者の投票機会の保障について

指定病院ではない病院に入院中の患者については、投票日当日に投票所へ行って投票する以外方法がありません。

ところが、入院患者の大部分は閉鎖病棟に入院させられており、それ以外の開放病棟に入院中の患者についても、選挙権の行使を保障するための配慮がこれまで不十分でした。即ち、過去の例を見る限り、患者が投票権を行使できるよう外泊ないし外出許可を与えたり、看護者等が投票所まで付添ったり、マイクロバス等によって送迎したりするなどの措置が十分になされていませんでした。

このように本来ならば選挙権を行使できる入院患者が、自己の入院している病院が指定病院になっていないために、実質的には投票の機会を奪われてしまうというのは、余りにも不合理です。

つきましては、投票日の外出ないし外泊の許可、付添体制の手配、マイクロバス等による送迎等、患者の投票権の行使を支えるための措置をとることを指導されるよう要請致します。

以 上